

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成21年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 30 号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市地域水道条例の一部を改正する条例(平成21年3月26日京都市条例第70号)の施行期日は、平成21年10月1日とする。

(上下水道局総務部地域事業課)